

川崎市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）のご案内

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、給付金を支給します。

給付金の受け取りには申請が必要です。

※申請の内容によっては給付金の対象とならないこともあります。

1. 対象となる方

次の①または②のどちらかに当てはまる方

- ①令和5年3月の時点で公的年金を受給していることにより、児童扶養手当の支給を受けていない方で、令和3年1月～12月の年金を含めた収入が次の表の限度額未満の方
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなどして、令和5年1月以降の最も収入の低い月の金額が次の表の限度額未満※となっている、ひとり親の方

あなたが扶養している方の数	限度額（目安）※カッコ内は月額
1人	365万（30万4166円）
2人	412.5万（34万3750円）
3人	460万（38万3333円）

※給与は手取り額ではなく、控除前の総支給額となります。（非課税交通費は除く）

※限度額は目安となります。扶養している方の年齢により限度額は変更します。

- 令和5年3月分の児童扶養手当の支給がある方は申請不要で支給しますので、申請手続きは不要です。

2. 給付金の額

対象児童1人当たり一律 **5万円**

児童1人の場合	5万円
2人の場合	10万円
3人の場合	15万円

3. 給付金を受け取るための手続

給付金を受け取るためには、**申請が必要です**。（申請期限：令和6年2月29日必着）

申請書一式を送付しますので、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

ホームページからもダウンロードすることが出来ます。

川崎市子育て世帯生活支援特別給付金 検索

お問い合わせ先

川崎市子育て世帯給付金センター

050-8888-7813

（受付時間：平日9:30～18:00）

川崎市ひとり親家庭応援メルマガ（ぜひご登録ください）

【配信登録方法】

- ①QRコードを読み取り空メールを送信
- ②配信サービスから「ひとり親家庭応援メルマガ」を選択

